

2021年8月25日更新

JICA ボリビア事務所

新型コロナ禍における感染予防に向けた行動規範

(Ver.3)

現在、ボリビアでは活動再開に向けて専門家等の再派遣が認められました。一方で、ボリビア国内における感染は収束していません。

感染予防を踏まえ、安全に活動頂くために以下の点についてご確認をお願いします。

1. ボリビア入国後の措置

(1) 入国に必要な措置

現在、ボリビア政府は大統領令 No.4481 (2021年3月31日付) にて入国にあたっては、最初の搭乗地にて72時間以内に取得したPCR検査陰性証明書(鼻腔検査)の提出を義務としています。また、入国にあたり、「ボリビア国内における滞在場所を明示する宣言書 (Declaración Jurada)」「海外保険加入証明書」の提出が必要になります。

(2) 入国後の措置

同大統領令にて、海外からの入国者は最低10日間の自主隔離が求められ、また7日目にPCR検査を受けることとされています。7日目のPCR検査については各自が手配し、受診料については、本大統領令が有効な期間はJICA事務所にて負担します。

JICA事務所では、上記大統領令に関わらず関係者の皆様には14日間の自主隔離をお願いしています。14日間は不要不急の外出、人との接触及び外出を伴うプロジェクト活動は厳に控えてください。

2. ボリビア国内における感染予防対策

(1) 感染予防策の徹底

自主隔離中、隔離後も感染予防策の徹底をお願いします。共済会会員（海外協力隊、専門家等）向けに、「[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における健康管理・安全管理について](#)」を作成しています。また、日本政府内閣官房が設けている「[感染の再拡大防止特設サイト](#)」なども参考にしてください。こちらでは感染予防対策として会食については、換気の確保、マスクの着用、4人以下での会食を推奨しています。飲食中以外はマスクを着用し換気と距離を十分に確保してください。

（2）移動可能都市について

新型コロナが収束しない現時点において、ボリビア国内の移動及び活動については制限が設けられています。業務出張に限り承認都市については事務所長承認による移動が可能です。また、未承認都市への出張が必要な場合は、安全管理部長の承認となります。国内出張を計画される場合は2週間前までに事務所担当者まで連絡をお願いします。

■在外事務所長承認による活動可能都市（2021年5月21日時点）

県名	都市名
ラパス県	ラパス市、ティキナ市、ポンゴ市、ビアチャ市、ウマラ市、コパカバーナ市、コロイコ市、ティワナク市、カラナビ市、ペーニヤス市、ソラタ市
コチャバンバ県	コチャバンバ市、サカバ市、ティキパヤ市、コルカピルア市、キリヤコリヨ市、ビント市、シペシペ市
サンタクルス県	サンタクルス市、バジェグランデ郡、カバジェロ郡、フロリダ郡、オキナワ移住地、サンファン移住地、ラ・グアルディア市、モンテロ市、コルパ・ベルヒカ市、コトカ市、エル・トルノ市、ウルネス市、ポンゴ市
ポトシ県	ウユニ市、チタ市、スール・リペス郡

（3）日々の健康管理について

- 人口密度が高い場所（密集している）には行かない、事務所等では十分な換気を確保すると共にマスクの着用、手洗いなどの感染予防措置の徹底をお願いします。

- 毎日検温を実施し、体調不良、健康不安を感じた場合、また、周辺で感染者や濃厚接触者が発生した場合には、事務所健康管理員及び事務所担当者に速やかに報告し、指示に従うようにお願いします。
- 高地で勤務される方はパルスオキシメーターで平常時の酸素飽和度を測定し事務所に情報共有をお願いいたします。
- 新型コロナウイルスへの感染に留意するだけでなく、交通事故に遭ったり、他の疾病にも罹らないよう体調管理に十分に気を付けてください。

（４）ボリビア政府、地方自治体の対応

国内の感染状況を踏まえ、ボリビア政府や居住地の自治体による感染予防対策や行動制限が取られています。お住いの地域の自治体の情報を常に確認の上、最新情報に基づき行動をするようにお願いします。毎日、事務所から発信する安全情報メールを必ず確認するようにしてください。また今後の感染拡大を受けて、派遣後に一時避難帰国を検討する可能性もあります。その場合は、事務所の指示に従って下さい。

（５）交通機関の利用について

居住地・任地内での移動について、公共交通機関を利用する場合は、密を避け、バイオセキュリティ対策を講じた交通機関を利用するようにお願いします。（具体例：タクシーでは窓を開ける、乗り合いバスは避ける）

（６）予防接種について

ボリビアでは、2021年1月よりCOVID-19ワクチン接種が始まっております。2021年8月現在国内で流通しているものは、シノファーム・スプートニックV・アストラゼネカ・ファイザー・ジョンソン&ジョンソンです。18歳以上の全ての方が接種可能で、長期滞在者の外国人も含まれますが、ワクチンの選択は出来ません。JICAの規約では「日本政府または世界保健機関の承認されたものが望ましいが、個人の意思を優先する」となっております。ご自身の意思で接種の可否をご検討下さい。

(7) COVID-19 感染時の対応について

COVID-19 感染時は、サンタクルス市内の病院へ入院することを想定しております。また、PCR 検査陽性かつ有症状者は緊急搬送モニタリングが開始され、重症化する前に日本へ搬送することが本部の方針となっております。搬送が決定した場合、速やかに指示に従って下さい。

PCR 検査については法令で定められたボリビア入国後7日目、体調不良時の医師の診断による指示、濃厚接触者に認定された場合などに限定をしており、不要な検査については奨励していません。PCR 検査を受診した際には人事部健康管理室への報告対象となります。個人の判断で PCR 検査を受診する場合には事前に事務所へご相談ください。

3. 新型コロナに関連する参考サイト

- (1) ボリビア保健省サイト：[Ministerio de Salud y Deportes de Bolivia - Ministerio de Salud - Bolivia \(minsalud.gob.bo\)](http://Ministerio de Salud y Deportes de Bolivia - Ministerio de Salud - Bolivia (minsalud.gob.bo))
- (2) ボリビア保健省コロナ特設サイト：Bolivia Segura
- (3) ラパス市コロナ特設サイト：observatoriocovid19.lapaz.bo/observatorio/index.php
- (4) 大統領令・省令掲載サイト：[Gaceta Oficial del Estado Plurinacional de Bolivia \(gacetaoficialdebolivia.gob.bo\)](http://Gaceta Oficial del Estado Plurinacional de Bolivia (gacetaoficialdebolivia.gob.bo))
- (5) 世界の感染状況：[COVID Live Update: 140,062,862 Cases and 3,004,136 Deaths from the Coronavirus - Worldometer \(worldometers.info\)](http://COVID Live Update: 140,062,862 Cases and 3,004,136 Deaths from the Coronavirus - Worldometer (worldometers.info))

以上、ご理解とご協力をお願いします。